

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの新旧対照表

修正後	修正前	備考
<p>【23ページ 9行目～11行目】 「(重複障害者※1に関する教育の領域)」</p> <p>※1 <u>教育職員免許法施行規則第7条第1項の表の備考では、「複数の障害を併せ有する者」と規定されているが、本コアカリキュラム上では、「重複障害者」と表記。</u></p>	<p>「(重複障害者に関する教育の領域)」</p>	<p>教育職員免許法施行規則の一部改正に対応するため追記</p>
<p>【23ページ 12行目～13行目】</p> <p>※2 第3欄の「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域」における「視覚障害者」、「聴覚障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」に関する教育については、第2欄のコアカリキュラムを参照。</p>	<p>※ 第3欄の「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域」における「視覚障害者」、「聴覚障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」に関する教育については、第2欄のコアカリキュラムを参照すること。</p>	
<p>【最後】</p> <p>(「<u>特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの作成に係る検討に必要な専門的作業等協力者</u>」名簿を新たに追加)</p> <p>※ 名簿については、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の別紙参照</p>		

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム大学等に周知する際の補足事項

枠内は補足説明の案

(第2欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

- (全ての領域) 「家庭や関係機関との連携」の連携の目的について~~の補足する。~~

「家庭や関係機関との連携」の目的について

ここでは、科目名にあるとおり、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の側面から言語発達や認知の特性など障害の状態等を把握したり、理解したりするために必要な連携を指す。

- (知的障害者に関する教育の領域) 「併存症・合併症」について~~の補足する。~~

「併存症・合併症」について

この「併存症・合併症」の取扱いについては、「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)で示している次の記載箇所を十分参照~~することいただきたい~~。特に、特別支援学校(知的障害)において、「自閉症」を併存する児童生徒が多く含まれていることに留意~~して指導~~すること。

※参考「障害のある子供の教育支援の手引」

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

Ⅲ. 知的障害 1 (2) ①知的障害の状態等の把握

ア (ア) f 併存症と合併症

知的障害は、精神的、神経発達の、医学的及び身体疾患の併発がしばしばみられる。その主なものとして自閉症等を挙げることができる。運動障害を併存していることも少なくない。

また、中途から合併してくる合併症として、てんかんや精神疾患などが見られることがある。このため、併存症と合併症について把握しておく必要がある。

(第3欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

- (発達障害者に関する教育の領域) 「二次的な障害」について~~の補足する。~~

「二次的な障害」について

二次的な障害については、発達障害の診断を受けた幼児、児童又は生徒が、ストレスの強い環境に反応して、例えば、抑うつ症状が見られる精神疾患を発症したり、状況に合わない心身の状態が持続しそれらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している情緒障害になったりすることを指す。

※ なお、二次的な障害を引き起こさないためには、学習環境の整備や適切な支援などを確実に講じる必要があることについて~~も留意合わせて指導~~すること。

(第2欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法— 教育課程 —

- (全ての領域) (2) の到達目標の「各教科等」について~~の補足する。~~

「各教科等」について

(幼稚部) 健康、人間関係、環境、言葉、表現、自立活動

(小学部) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

(中学部) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

(高等部) 各教科・科目、道徳科 (知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校) 総合的な探究の時間、特別活動、自立活動

※ ただし、到達目標1) の「教育の内容」の「選定」の仕方と、「授業時数」の「定め」について、自立活動の指導においては、個々の障害の状態等に応じて適切に設定される必要がある点に十分留意して指導すること。

(第3欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法— 教育課程 —

- (重複障害者に関する教育の領域) 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について~~の補足する。~~

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について

特別支援学校学習指導要領総則 (小学部・中学部は第1章第8節、高等部は第1章第2節第8款) における「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」は、障害の状態等に応じた特別な教育課程の編成について規定するものであり、同学習指導要領解説 (総則編) で示す各規定の適用の判断に際しての考え方についての理解を促すよう留意指導すること。

(第2欄) 及び (第3欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法
— 指導法 —

○ (全ての領域) 「各教科等 (「自立活動」を除く。)」についての補足

「各教科等 (「自立活動」を除く。)」について

「—指導法—」のコアカリキュラムでは、(1) の到達目標 1) ~ 3) (視覚障害者に関する教育の領域では到達目標 1) ~ 4)、発達障害者に関する教育の領域では到達目標 1) ~ 2)) は「自立活動」を除いた各教科等の配慮事項の内容を理解することとなっていることから、「自立活動」を除くと明示したところである。

なお、(1) の到達目標 4) (視覚障害者に関する教育の領域では到達目標 5)、発達障害者に関する教育の領域では到達目標 3)) は、授業設計に関する目標となっており、「自立活動」も含めた授業設計について示していることに留意すること。

(第2欄) 及び (第3欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法
— 指導法 —

○ (全ての領域) 本コアカリキュラム案 (2ページ) に示すとおり、主な目標設定の根拠とした学習指導要領で用いている「情報機器」と異なるため、他に根拠とした資料を踏まえて「ICT」の用語についての補足する。

「ICT」について

ICTは Information and Communication Technology (情報通信技術) のことである。この点、「教育の情報化に関する手引」(令和2年6月追補版 文部科学省)では、情報通信技術の特長として、時間的・空間的制約を超える、双方向性を有する、カスタマイズを容易にする、という点が挙げられ、また、その特長を生かして教育の質の向上を目指す「教育の情報化」の重要性を示しているが示されている。

「ICT」の用語は、先行する「教職課程コアカリキュラム」で用いられており、本コアカリキュラムにおいてもそれに倣うものであるが、特別支援教育において、コンピュータ等の情報機器の活用により指導の効果を高める工夫をしたり、遠隔操作を可能にするなどの環境整備により学習できる機会の確保をしたりすることなどが求められていることは、特別支援学校学習指導要領に示すとおりである。加えて、前述の手引では、個々の身体機能や認知機能に応じて、きめ細かな技術的支援方策(アシスタティブ・テクノロジー: Assistive Technology)を講じる必要性についても述べられているところであり、特別支援学校学習指導要領や同手引の趣旨に留意を踏まえて指導すること。